

目 次

第1 源泉徴収制度について	1
I 源泉徴収制度の意義	1
II 源泉徴収義務者	1
III 源泉所得税及び復興特別所得税の納税地	2
IV 源泉徴収の対象となる所得の範囲	5
V 源泉徴収をする時期	8
VI 源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の納付	9
VII 復興特別所得税の源泉徴収の概要	12
第2 給与所得の源泉徴収事務	13
I 給与所得の課税標準	13
1 給与所得控除	13
2 給与所得者の特定支出控除	14
3 所得金額調整控除	15
II 給与所得の範囲	16
1 特殊な給与の取扱い	16
2 現物給与の取扱い	22
III 給与所得の収入すべき時期	39
IV 給与所得の源泉徴収に際して控除される各種控除	39
1 控除の種類	39
2 所得控除	41
3 控除の対象になるかどうかの判定時期等	58
4 税額控除	58
V 給与所得者が源泉徴収義務者に提出する申告書	86
1 「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」	86
2 「従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書」	88
3 その他の申告書	88
4 申告書の電磁的方法による提供	89
5 申告書への個人番号の記載の特例	89
VI 給与所得に対する源泉徴収	90
1 賞与以外の給与に対する源泉徴収	91
2 賞与に対する源泉徴収	107
3 年末調整	113
VII 給与の支払明細書の交付	116
VIII 源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の納付	117

第3 退職所得の源泉徴収事務	118
I 退職所得の課税標準	118
II 退職所得の範囲	118
III 退職所得の課税年分	124
IV 退職所得控除額の計算	125
1 通常の場合の勤続年数と退職所得控除額の計算	125
2 特殊な場合の勤続年数と退職所得控除額の計算	126
3 特殊な場合の勤続年数及び退職所得控除額の計算例 (普通退職の場合)	131
V 特定役員退職手当等に係る退職所得の課税標準の計算	135
1 特定役員退職手当等に係る退職所得の課税標準	135
2 特定役員退職手当等の範囲	135
3 特定役員退職所得控除額の計算	138
VI 退職所得に対する源泉徴収	144
1 「退職所得の受給に関する申告書」	145
2 申告書の電磁的方法による提供	145
3 申告書への個人番号の記載の特例	146
4 「退職所得の受給に関する申告書」の提出があった 場合の源泉徴収	146
5 「退職所得の受給に関する申告書」の提出がなかった 場合の源泉徴収	152
VII 退職手当の支払明細書の交付	152
VIII 源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の納付	153
第4 公的年金等の源泉徴収事務	154
I 公的年金等の雑所得の金額	154
II 公的年金等の範囲	155
III 公的年金等の収入すべき時期	156
IV 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書	156
V 公的年金等に対する源泉徴収	159
VI 公的年金等の支払明細書の交付	164
VII 源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の納付	164
第5 報酬・料金等の源泉徴収事務	165
I 居住者に支払う報酬・料金等に対する源泉徴収	165
II 内国法人に支払う報酬・料金等に対する源泉徴収	186
III 源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の納付	186

第6 生命保険契約等に基づく年金等の源泉徴収事務	187
I 生命保険契約・損害保険契約等に基づく年金に対する源泉徴収	187
II 懸賞金付預貯金等の懸賞金等に対する源泉徴収	188
III 定期積金の給付補填金等に対する源泉徴収	189
IV 匿名組合契約等の利益の分配に対する源泉徴収	189
V 割引債の償還差益に対する源泉徴収（発行時源泉徴収）	189
VI 割引債の償還金に係る差益金額に対する源泉徴収の特例 （償還時源泉徴収）	190
第7 利子所得の源泉徴収事務	193
I 利子所得の源泉徴収事務	193
1 源泉徴収の対象となる利子所得の範囲	193
2 利子所得に対する源泉徴収	194
3 源泉徴収義務の特例	197
4 源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の納付	197
II 利子所得等の非課税に関する制度	198
1 障害者等の少額預金の利子所得等の非課税制度	198
2 障害者等の郵便貯金の利子所得の非課税制度	211
3 障害者等の少額公債の利子の非課税制度	211
4 勤労者財産形成住宅貯蓄非課税制度	211
5 勤労者財産形成年金貯蓄非課税制度	221
6 納税準備預金の利子の非課税制度	225
7 特定寄附信託の利子所得の非課税制度	225
8 金融機関等の受ける利子所得等に対する源泉徴収の不適用制度	225
9 公共法人等及び公益信託等に係る非課税制度	226
第8 配当所得の源泉徴収事務	228
I 源泉徴収の対象となる配当所得の範囲	228
II 配当所得に対する源泉徴収	232
III 源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の納付	253
第9 特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等の源泉徴収事務	255
I 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算の特例	255
II 特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等及び源泉徴 収選択口座内配当等に対する源泉徴収等の特例	260
第10 非居住者又は外国法人に支払う所得の源泉徴収事務	264
I 非居住者又は外国法人に対する課税制度の概要	264

II	源泉徴収の対象となる国内源泉所得と源泉徴収税額	272
III	源泉徴収制度の特例	280
IV	源泉徴収の対象となる国内源泉所得の取扱い	288
第11	源泉徴収票及び支払調書の提出	332
I	給与所得の源泉徴収票	332
II	退職所得の源泉徴収票	334
III	公的年金等の源泉徴収票	334
IV	報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書	335
V	配当、剩余额の分配、金銭の分配及び基金利息の支払調書	336
VI	利子等の支払調書	337
VII	非居住者等の所得の支払調書	338
第12	災害被害者に対する救済	340
I	給与、公的年金等、報酬又は料金の支払を受ける人に対するもの	340
II	源泉徴収義務者に対するもの	345
第13	給与所得者の確定申告	347
I	給与所得者が確定申告を必要とする場合	347
II	退職所得がある人の場合	349
III	源泉徴収税額のある給与所得者で確定申告をすれば その源泉徴収税額が還付される場合	349
【参考】		
●	給与等に対する源泉徴収税額の電算機計算の特例等	351
●	郵送等による書類の提出日	358
●	給与所得、退職所得等の所得税徴収高計算書（納付書）の記載例	360